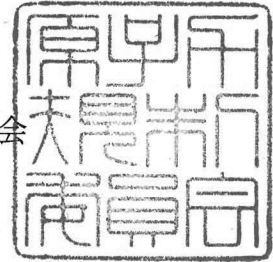




原規総発第 1704113 号  
平成 29 年 4 月 11 日

原子力委員会 殿

原子力規制委員会



利用目的のないプルトニウムの有無を判断する行政組織について

標記の件について、下記のとおり質問する。

#### 記

原子力委員会では、「我が国におけるプルトニウム利用の基本的な考え方について」（平成 15 年 8 月 5 日原子力委員会決定）にもあるとおり、「利用目的のないプルトニウム、すなわち余剰プルトニウムを持たないとの原則」を示していると承知している。我が国の原子力利用を巡る諸環境の中で、再処理施設や原子力発電所の運転状況等が本原則に沿っているかどうかについては、原子力委員会において随時判断が行われるとの理解で良いか、ご教示頂きたい。